

事業の実施に向けて事務手続きを進めることへのご理解を

- 市民の皆様にとって大切な問題ですので、多ページになりますが、このニュースをお届けします -

平成19年度より、新衛生センター建設事業とミックス事業の実現に向け、話し合いや公開質問状への回答など、長期間に亘り誠意をもって、地元の皆様にご理解をいただくよう努力してまいりましたが、現在、地元の同意はいただけていない状況です。

今後も引き続きご理解をいただけるようお願いしてまいりますが、このままでは環境センターの補助金返還の可能性があるため、平成22年度に事業着手する必要があるため、もはや時間的余裕がないことから、都市計画決定に向けて生活環境影響調査結果の告示縦覧、公聴会の開催など、初期に必要な事務手続きを進めさせていただくことにいたしました。

この事業は、8万4千人の市民の快適な生活環境を守り、市民の税金を無駄なく有効に活用するため、どうしても必要な事業であり、市政運営を預らせていただいている行政の責任者として、熟慮した上での苦渋の決断であります。

事務手続きと並行して、地元の皆様のご理解をいただくよう引き続き鋭意努力してまいりますので、地元の皆様、ならびに市民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

中津川市長 大山 耕二

事業の必要性

私たちの日々の暮らしの中からは、し尿や浄化槽、下水道の汚泥が排出されます。しかし現在の中津川市には、それらを十分に処理できる設備がなく、市外で処理することを余儀なくされています。また、昭和42年より操業している中津川衛生センターは、老朽化が進み早急な建て替えが必要です。

これらのことは、全市民の快適な生活環境を守るために、早急に解決しなければならない重要課題です。

下水道汚泥

市内に乾燥施設がなく、多治見市など市外での処理に多額の費用がかかっています。

し尿等汚泥

市内に処理施設がなく、京都府など市外での処理に多額の費用がかかっています。

衛生センター

施設の耐用年数を大幅に超え、老朽化により維持修理費が増大しています。

重要課題を早急に解決 24年度末の事業完了を目指すには、22年度中に事業着手する必要があります。

これまでのとりくみ

市が直面している重要課題を解決するために、平成19年度より新衛生センター建設事業とミックス事業の推進に取り組んでいます。

選定地は、公平・公正に選定した結果、苗木津戸区にある苗木浄化センターの隣接市有地と決定しましたが、地元津戸区・三郷区からの

反対運動があり、市は、地元の皆様のご理解をいただけるよう現在も努力を続けています。これまでに2度、市長が地元へ出向き、地元の皆様と話し合いをしましたが、その内容は過去の経緯に終始し、未だ事業の説明を聞いていただくには至っていません。

最近の主な地元対応の経緯

平成21年

- 4月21日 1回目の「市長と地元との話し合い」市長が出席し、津戸・三郷区民と話し合いをしました。
- 6月30日 反対署名が提出されました
「2回目の市長との話し合い」を依頼していましたが、6月30日に、反対署名約7,000人分が市へ提出され、話し合いは拒否されました。
- 7月25日～26日 津戸・三郷区を対象に「事業説明会」計4回計画しましたが、地元の抗議行動で説明できず。最終回は中止に。
- 8月1日～2日 苗木地区を対象に「事業説明会」を開催
2日間とも、地元が抗議行動をされましたが、1日目は11名、2日目は18名の方々に事業の説明を聞いていただきました。



苗木地区対象の事業説明会

環境現況調査の様子



- 8月、12月 「環境現況調査」を実施
多くの地元住民が現地入口で抗議行動。8月12日はやむなく調査を断念しましたが、17日、市は調査に着手しました。12月にも冬の調査を行いました。
- 8月22日 市議団による「地元の話しを聞く会」
市議27名が、地元へ出向き、地元住民の話を聞きました。その後、市議会の正副議長に話し合いに向けて調整を行っていただきましたが、実現しませんでした。

平成22年

- 3月13日 2回目の「市長と地元との話し合い」
地元からの開催条件を、市がほぼ受け入れ、「過去の事実確認」を中心に話し合いました。
市長は「地元の皆様にご心労をおかけしたこと」などを謝罪しました。
- 3月29日 地元より、当該地(ミックス事業等の選定地)に「地元が多目的グラウンドを整備する」旨の突然の文書
- 3月31日 市は、「固く立ち入りを断る」と文書で回答
- 4月4日 地元が市の許可なく当該地に立ち入り、草刈りを強行
地元役員約8名が無許可で立ち入り、駆け付けた市職員の制止にも応じていただけませんでした。市は、後日、地元へ抗議文を提出しました。
- 4月19日 当該地へ柵を設置
地元の無許可立ち入りに対し、管理者としての責任を果たすため、やむを得ず市は当該地へ柵を設置しました。
- 6月25日 3回目の「市長と地元との話し合い」を依頼し、柵を撤去
話し合いをすすめるために、地元から求められた「柵と看板の撤去」のうち、「柵を撤去」することを伝え、地元へ話し合いを依頼しましたが、「納得できる回答(市が公園などを整備するという回答)を持ってこなければ話し合いはできない」と依頼文書の受け取りを拒否されました。同日、柵を撤去。

● 昨年12月以降、地元より計10通の「公開質問状」が市へ提出され、市はその都度、誠意をもって回答しました。次ページ以降でご紹介します。

今後のとりくみ

●都市計画決定までの主な手続き(予定)

8月～9月

- 生活環境影響調査結果の告示縦覧と都市計画(素案)の公告縦覧
- 公聴会の開催

11月以降

- 都市計画(案)の公告縦覧
- 都市計画審議会での審議

●先進施設見学会を今年も開催予定です

今年も見学会を開催予定です。昨年を見学会には、計5回で延べ56名の市民の方々などにご参加いただき、最先端の汚水処理技術を体験していただくなど、大変ご好評をいただきました。詳細が決まり次第お知らせしますので、ふるってご参加ください。



最新の環境対策設備を見学した昨年の様子

地元からの“公開質問状”と“市の回答”(平成21年12月以降を掲載)

地元の津戸区長様、三郷区長様、反対特別委員長様より、市長あてに多くの公開質問状が提出されています。市の回答とともにご紹介いたします。(原文のままの掲載です。専門用語など分かりづらい点があるかと思いますが、ご容赦ください。)

●平成21年12月4日付け公開質問状(その1)「ミックス事業選定地について」

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成21年12月4日

津戸区長
三郷区長
反対特別委員長

公開質問状

ミックス事業「選定地」について

市は、「苗木浄化センター隣接地は、浄化センター建設時に全筆買収の要望を受け、公共用地として取得するため、変更の難しい都市計画公園ではなく、変更可能な浄水公園として事業認定を受けて買収した市有地」としています。

質問

1. 地元から何故、通常では考えられない「全筆買収」の要望が出てきたのでしょうか。それにたいして市はどういう見解でしたでしょうか。
2. 市は、「全筆買収」の要望を受けて、通常では考えられない「全筆買収」決定せざるを得なかった理由・根拠は何ですか。
3. 公共用地とするため、変更の難しい都市計画公園でなく、なぜ変更可能な浄水公園として事業認定をうけた目的・理由・根拠は何ですか？

文書にて、詳しい内容のご回答を、お願い致します。
尚、ご回答は1週間以内をお願い致します。

市の回答

平成21年12月25日

津戸区長
三郷区長
反対特別委員長

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状」ミックス事業「選定地」について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、平成21年12月4日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

質問

1. 地元から何故、通常では考えられない「全筆買収」の要望が出てきたのでしょうか。それにたいして市はどういう見解でしたでしょうか。
2. 市は、「全筆買収」の要望を受けて、通常では考えられない「全筆買収」決定せざるを得なかった理由・根拠は何ですか。
3. 公共用地とするため、変更の難しい都市計画公園でなく、なぜ変更可能な浄水公園として事業認定をうけた目的・理由・根拠は何ですか？

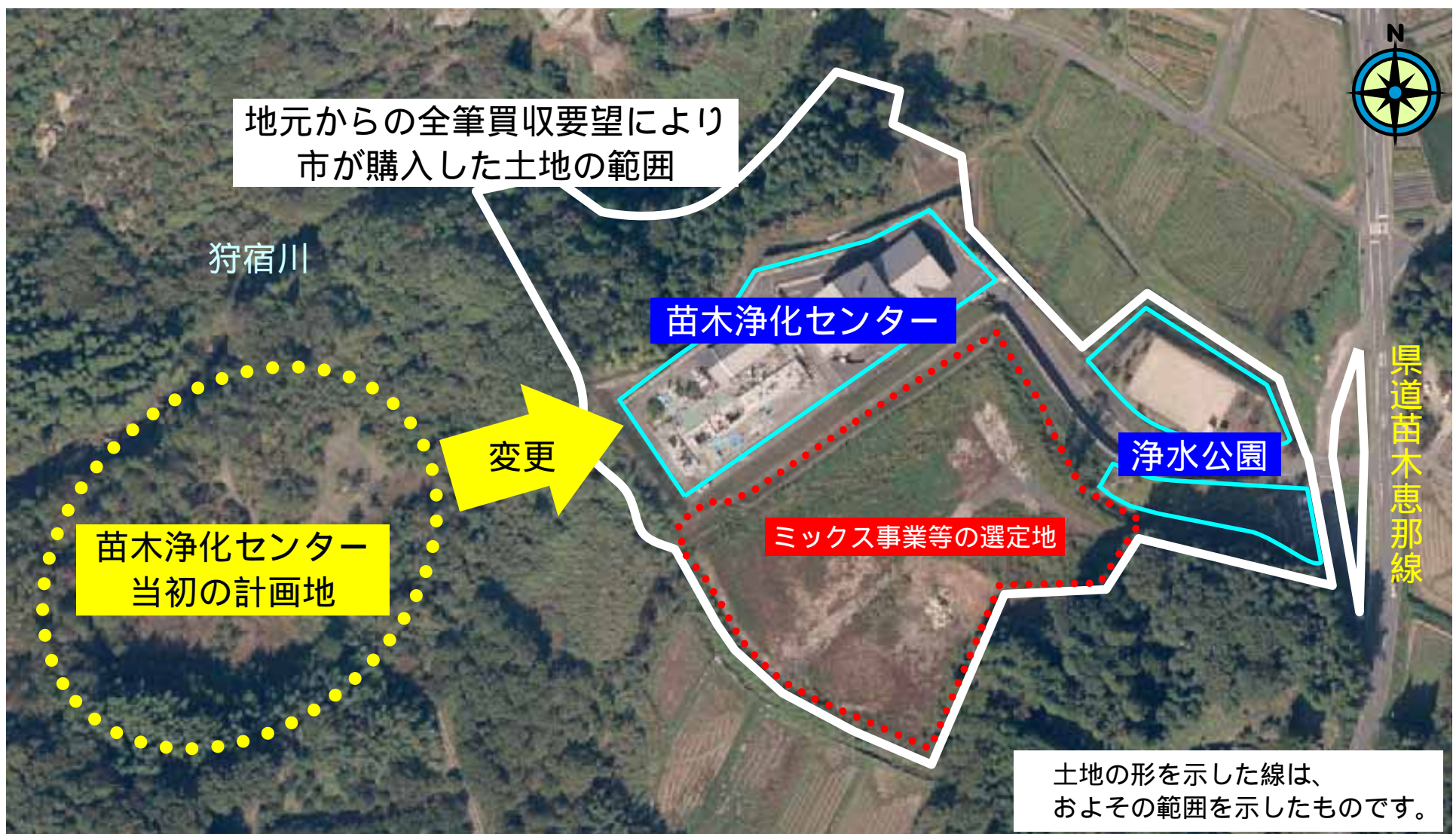
回答

内の数字は、下の資料の数字に対応しています。

- 1、2 (一括回答)
平成6年に、市のミスにより苗木浄化センター建設地の変更(別紙資料の①)を余儀なくされ、市は地元へ現在の場所への受け入れをお願いしました。そして、地権者から「全筆買収」の要請があり、また苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会、苗木津戸区の三者から、公共用地として「全筆買収」の要望(別紙資料の②の範囲)がありました。その後、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会からも「用地買収、物件補償に際し、所有者の意向を十二分に尊重し所有者との合意を最優先にして戴きたい」と要望がありました。
当時の要望書、記録及び担当者の証言において、以上の事実が確認できたため、市は、円滑な事業推進のため「全筆買収」に応じたものと認識しています。
3. 都市計画公園は、公園種別、面積、施設等について都市計画決定が必要であり、浄化センター隣接地では、特に公園種別に該当するものが無く、都市計画決定が非常に困難な状況でした。
そこで、整備メニューが豊富であり、実情に合わせた変更が可能な浄水公園として事業認定を取得しました。
そして、一部の土地は、下水処理場の付帯施設整備用地として、県の補助金を受け購入し、浄水公園を整備(別紙資料の③の範囲)しました。残りの土地(別紙資料の主に④の範囲)については、浄水公園で整備する具体的な計画がなかったため、変更が可能なように、県の補助金は受けず、市の単独費で購入しました。

市回答の別紙資料

資料 土地取得および土地利用等の概要図



地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成21年12月4日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

ミックス事業について

- 1、苗木浄化センターに隣接する市有地を最適地として選定した理由・根拠
- 2、苗木をし尿収集人口の重心地として算出した理由・根拠の具体的数値とその具体的算出方法(方式)
- 3、選定基準とした、社団法人全国都市清掃会議監修の計画設計要領の写し。
- 3、今般、坂本地区に下水道が敷設されることになりました。
人口が多く広面積の坂本地区が下水道地区となり、し尿収集地区が激減します。
坂本地区し尿収集減少後の、中津川市のし尿収集人口の重心地はどこになるのでしょうか。

以上、具体的数値、算出方法(方式)を詳しく、解りやすく文書にてご回答お願い致します。

尚、ご回答は、1週間以内にてお願い致します。

以上

市の回答

平成21年12月25日

津戸区長 様
三郷区長 様
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状」ミックス事業について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、平成21年12月4日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

質問

1. 苗木浄化センターに隣接する市有地を最適地として選定した理由・根拠。
2. 苗木をし尿収集人口の重心地として算出した理由・根拠の具体的数値とその具体的算出方法(方式)
3. 選定基準とした、社団法人全国都市清掃会議監修の計画設計要領の写し。
4. 今般、坂本地区に下水道が敷設されることになりました。
人口が多く広面積の坂本地区が下水道地区となり、し尿収集地区が激減します。
坂本地区し尿収集減少後の、中津川市のし尿収集人口の重心地はどこになるのでしょうか。

回答

1. 技術的専門機関であります「社団法人全国都市清掃会議」監修の計画設計要領に掲げてある評価項目により選定した33ヶ所の候補地の中から、1ヶ所を公平・公正に選定しました。
 - ▶合併により広がった市内全域から、し尿・浄化槽汚泥を処理施設へ運ぶ必要があり、運搬の効率が最も良い地点を重心地とし、そこから半径5km以内を選定区域としました。
 - ▶その中から市有地を中心に32ヶ所を選定し、実現性を評価し上位5ヶ所に絞り込み、経済性での検討を加え、苗木浄化センター隣接地を最適地と選定しました。
 - ▶さらに、地元提案のあった1ヶ所を加え33ヶ所の候補地として再考(同時に再度選定)を行いました。
 - ▶「土地の形は良いか」「平地か傾斜地か」「地盤は硬いか軟らかいか」「運搬しやすいか」「川までの距離は近い」「周辺に民家は少ないか」「法的な問題はないか」をそれぞれ比較検討し、33ヶ所から上位6ヶ所に候補地を絞り込みました。
 - ▶さらに、「アクセスは良いか」「上水道はあるか」「進入道路は必要か」「施設の造成費はどのくらいか」「用地買収は必要か」を検討項目に加え、経済性の比較だけでなく、12項目により総合的に評価を行い1ヶ所に選定しました。
 - ▶再考の結果24点満点中、23点で苗木浄化センターに隣接する市有地が最適地となりました。(選定までの根拠は別紙資料①②③のとおりです)
2. 地区ごとのし尿・浄化槽汚泥量の収集実績を基に、最も効率的に運搬し処理できる場所(重心地)を求めた結果、苗木地区となりました。(具体的な算出方法は別紙資料④⑤のとおりです)
3. 別紙資料⑥のとおりです。
4. 坂本地区下水道整備の完了予定である平成32年度推計のし尿・浄化槽汚泥収集から見た収集人口の重心地は、現在の重心地から、東へ0.1km、北へ1.2km移動した地点です。(別紙資料④のとおりです)

市回答の別紙資料

資料 、、の場所を示す各数字は、各資料間で対応しています。

ミックス事業等 候補地選定資料

資料



33ヶ所

選定区域から候補地を選定

6ヶ所

実現性を重視し絞り込み

さらに

市民負担の軽減を重視した検討を加え総合的に評価

苗木浄化センターに隣接する市有地が最適地

【評価採点の結果(24点満点)】

苗木浄化センター隣接地 23点

他の上位5ヶ所 12点~17点

ミックス事業等候補地選定資料

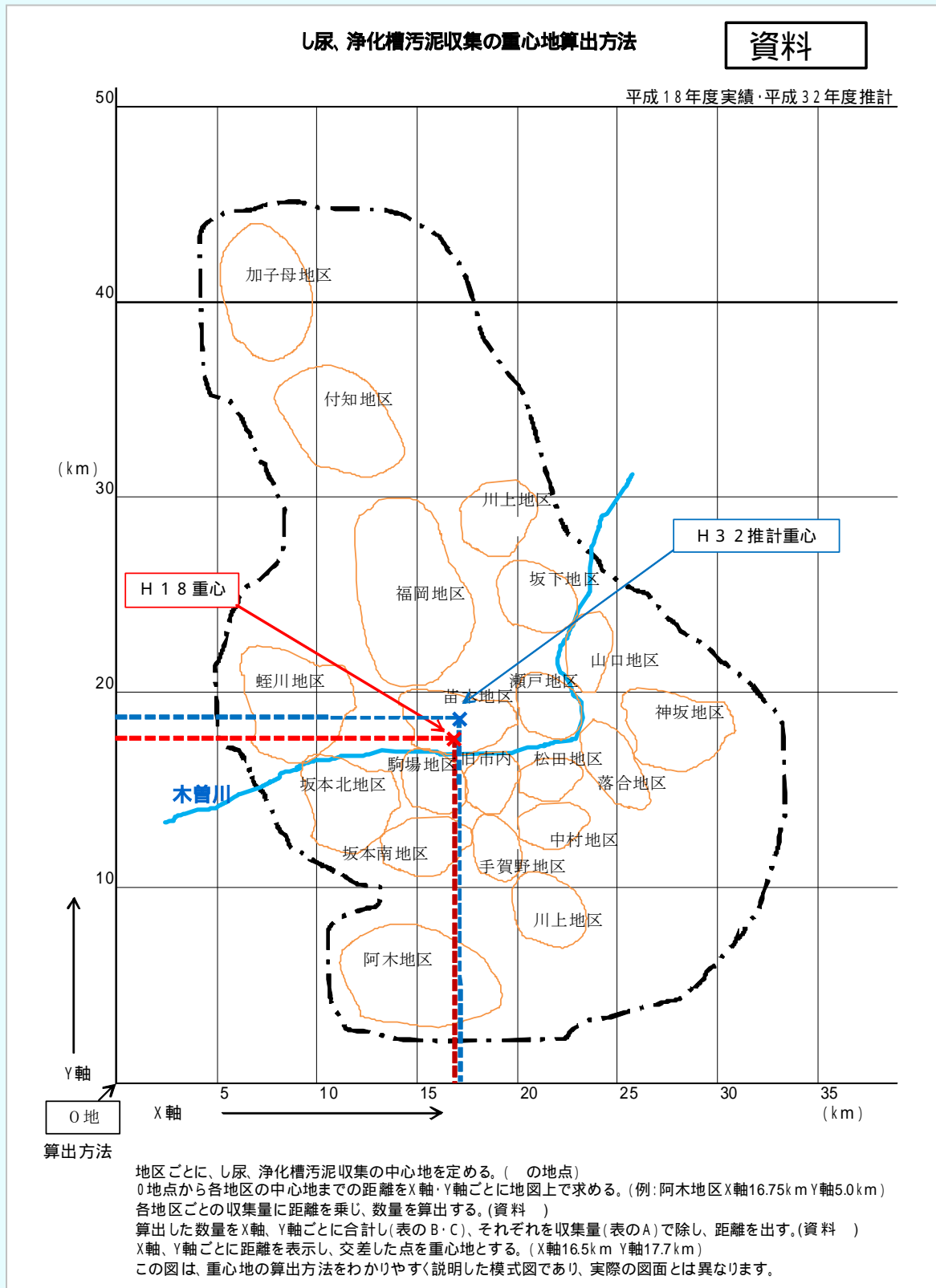
資料 -

図面番号	候補地	面積(m ²)	地目	選定の基本事項：実現可能な箇所								計
				敷地形状	地形地質	選定効率	排水	周辺環境	法規制			
1	中津川北野地内 中津川衛生センター横	7,100	雑種地	2	1	1	2	0	無	2	8	
2	駒場桃山内 中津川衛生センター向い(中津川左岸)	7,000	保安林	0	1	0	1	2	保安林	0	4	
3	駒場設楽の森 木曾川左岸(環境センター北側)	11,000	山林	0	0	0	1	2	砂防	0	3	
4	駒場山手内 環境センター埋立処分場付近	7,000	田	1	0	0	2	0	無	2	5	
5	駒場西山内 環境センター西側	7,000	畑	2	0	2	0	2	一部保安林	1	7	
6	駒場西山内 有料道路料金所付近	9,000	畑	1	1	2	2	2	一部砂防	1	9	
7	駒場西山内 西山クラブ付近	9,800	山林	0	1	1	0	0	無	2	4	
8	駒場西山内 星ヶ見公園付近	34,500	山林	2	0	0	1	0	自然公園	0	3	
9	駒場西山内 星ヶ見公園付近	11,700	山林	2	0	0	1	0	自然公園	0	3	
10	駒場西山内 星ヶ見公園付近	31,000	山林	2	0	0	1	0	自然公園	0	3	
11	駒場西山内 旧西山市営住宅北側	11,600	山林	2	0	0	1	0	無	2	5	
12	駒場西山内 ひょうたん池北側付近	14,100	山林	1	0	0	0	2	無	2	5	
13	駒場西山内 ひょうたん池北側付近	18,300	山林	1	1	2	0	2	無	2	8	
14	駒場西山内 ひょうたん池北側付近	11,500	山林	1	0	1	0	2	無	2	6	
15	苗木津戸内 苗木浄化センター横	11,700	雑種地	2	2	2	2	0	無	2	10	
16	苗木津戸内 苗木浄化センター西側付近	8,000	山林	2	1	1	2	0	砂防	0	6	
17	瀬戸字中平内 広域農道下、木曾川右岸付近	7,000	山林	1	0	1	1	0	無	2	5	
18	苗木上地内 木曾川右岸(山の田川合流付近)	21,800	雑種地	1	2	0	2	0	冠水区域	0	5	
19	苗木柿野内 栗園北付近	11,000	山林	1	0	1	1	0	無	2	5	
20	苗木狩宿内 狩宿園地南	6,500	山林	1	1	1	0	0	無	2	5	
21	苗木狩宿内 狩宿園地南	6,800	山林	1	1	1	0	0	無	2	5	
22	苗木津戸内 津戸区東側	6,800	山林	1	1	1	0	0	無	2	5	
23	苗木那木内 桑原寺北付近	87,300	保安林	1	1	2	0	0	保安林	0	3	
24	苗木那木内 桑原寺北付近	10,800	保安林	1	1	2	0	0	保安林	0	3	
25	苗木並松内 野外教育センター隣地	19,200	山林	0	0	0	1	0	無	2	3	
26	苗木並松内 野外教育センター隣地	10,800	山林	1	0	0	1	0	無	2	4	
27	苗木沼内 浅間山石材採掘現場	28,800	保安林	1	1	1	0	0	保安林	0	3	
28	苗木沼内 浅間山石材採掘現場	17,400	山林	0	1	2	0	0	無	2	5	
29	苗木東八幡内 八幡神社付近	21,200	保安林	1	2	1	0	0	保安林	0	4	
30	千旦林岩屋堂内 茶臼川下流(左岸)	12,000	山林	1	0	0	2	0	無	2	5	
31	千旦林内 中山間地試験場南西付近	10,200	畑	1	1	0	0	0	無	2	4	
32	高山比濃内 源齋橋付近	138,400	保安林	1	1	0	1	0	無	2	5	
33	高山若山内 東山温泉入口付近	402,200	山林	2	2	1	2	2	無	2	11	

評価：「2:良い」「1:普通」「0:悪い」

ミックス事業等候補地選定資料														資料 -	
評価 良い:2 普通:1 悪い:1														数字は資料 の箇所番号です	
評価 項目		評価基準	[1案] 中津川北野 (中津川衛生センター横)	評価 採点	[2案] 駒場西山 (環境センター西側)	評価 採点	[3案] 駒場西山 (有料道路料金所付近)	評価 採点	[4案] 駒場西山 (ひょうたん池北側付近)	評価 採点	[5案] 苗木津戸 (苗木浄化センター横)	評価 採点	33 [6案] 高山若山 (東山温泉入口付近)	評価 採点	
土地表示	敷地	地番	中津川670-88地先		駒場西山2261-1地先		駒場西山1666-786地先		駒場西山1666-577地先		苗木津戸4127-114地先		高山字若山2201-1地先		
		土地所有者	個人・中津川市		個人		個人		中津川市		中津川市		苗木財産区		
		敷地面積	必要面積6,500㎡以上	7,101㎡	8,719㎡	9,448㎡	17,331㎡	11,495㎡	402,249㎡						
実現性	地形地質	地形(現況高低差)	傾斜地	0	平地	2	平地・傾斜地	1	傾斜地	0	平地	2	平地・傾斜地	1	
		地質	強固	2	軟弱	0	普通	1	普通	1	強固	2	強固	2	
	排水	放流河川	放流先河川の距離	近い	2	遠い	0	近い	2	遠い	0	近い	2	近い	2
		法規制	砂防等規制	なし	2	なし	2	一部許可必要	1	なし	2	なし	2	なし	2
	保安林		なし	2	一部解除必要	1	なし	2	なし	2	なし	2	なし	2	
	周辺環境	民家の状況	100m以内の人家戸数	多	0	なし	2	なし	2	なし	2	少	1	なし	2
	アクセス	近隣道路状況	幹線道路までの距離	近い	2	近い	2	中間	1	中間	1	近い	2	近い	2
小計			10	9	10	8	13	13							
コスト面	インフラ整備	上水道	あり	2	あり	2	なし	0	なし	0	あり	2	なし	0	
		進入道路	なし	0	あり	2	なし	0	なし	0	あり	2	あり	2	
		施設造成費	コンクリート構造物・杭基礎等	必要あり	0	必要あり	0	必要あり	0	必要あり	0	必要なし(概算造成費1,590,750円)	2	必要あり(概算造成費64,913,100円)	1
	効率	収集・運搬の効率	普通	1	良い	2	良い	2	良い	2	良い	2	普通	1	
	備償	用地買収の必要性	あり	0	あり	0	あり	0	なし	2	なし	2	あり	0	
小計			3	6	2	4	10	4							
採点合計			13	15	12	12	23	17							

資料 のうち、赤丸数字の一部に誤りがありましたので、訂正しました。



資料 のうち、一部に誤りがありましたので訂正しました。

し尿、浄化槽汚泥収集の重心地計算表

資料5

平成18年度実績

地区	収集量(KL)	X軸		Y軸		備考
		距離(km)	数量	距離(km)	数量	
中津川(松田)	1,846	21.90	40,427	15.30	28,244	
中村	1,053	20.70	21,797	13.00	13,689	
川上(かおれ)	131	22.00	2,882	9.35	1,225	
旧町内(昭和町地)	1,067	19.75	21,073	15.25	16,272	
駒場	2,118	17.00	36,006	15.50	32,829	
手賀野	2,133	19.25	41,060	12.75	27,196	
坂本南	1,045	16.40	17,138	11.50	12,018	
坂本北	6,377	12.15	77,481	13.40	85,452	
阿木	1,572	16.75	26,331	5.00	7,860	
神坂	627	26.35	16,521	17.25	10,816	
落合	1,735	23.50	40,773	17.40	30,189	
瀬戸	599	21.25	12,729	19.00	11,381	
苗木	2,861	16.50	47,207	18.50	52,929	
坂下	1,039	21.80	22,650	24.00	24,936	
川上	143	19.15	2,738	28.45	4,068	
加子母	1,586	7.50	11,895	39.80	63,123	
付知	1,369	12.60	17,249	33.50	45,862	
福岡	2,030	15.10	30,653	22.70	46,081	
蛭川	1,040	8.70	9,048	18.40	19,136	
山口	918	23.35	21,435	22.45	20,609	
合計	31,289	(A)	517,094	(B)	553,912	(C)
重心地点	数量/収集量	16.5	= B/A	17.7	= C/A	

資料 は、著作権の関係により掲載できません。ご覧になりたい方は、生活環境部までご連絡ください。

【連絡先】0573-66-1111 内線 122

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成21年12月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

平成21年3月13日開催の産業建設委員会にて、ミックス事業に関連して。

議員の「図面(多目的グラウンド)は見ていたのか?」と言う質問に対し、当時の水道部次長が以下の様に答えています。

「事業認定の図面に多目的グラウンドの入った図面は記録を全部探しても一切記録は出てきません。

それで、いろいろな説明会に使用した図面は全部控えがあるのですが、地元が見たと言う多目的グラウンドが入った図面というのが出てきません。出てこない以上は見ていないのではないかとということになります」

質問

- 1. 市には、「多目的グラウンド」の入った図面は一切存在しなかったのですか?
- 2. 当時、地元は「多目的グラウンド」の入った図面を所持し、呈示したが、それは地元が偽造したと、市は主張するのですか?

文書にて、ご回答をお願いします。

尚、ご回答は、1週間以内にてお願い致します。

市の回答

平成21年12月25日

津戸区長 様
三郷区長 様
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状」について (回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年12月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

質問

- 1. 市には、「多目的グラウンド」の入った図面は一切存在しなかったのですか?
- 2. 当時、地元は「多目的グラウンド」の入った図面を所持し、呈示したが、それは地元が偽造したと、市は主張するのですか?

回答

1. ご質問の内容によりますと、平成21年3月議会の産業建設委員会での議員のご質問「図面(多目的グラウンド)は見ていたのか?」に対して、当時の水道部次長(現水道部長)が「事業認定の図面に多目的グラウンドの入った図面は記録を全部探しても一切記録は出てきません。それで、いろいろな説明会に使用した図面は全部控えがあるのですが、地元が見たという多目的グラウンドが入った図面というのが出てきません。出てこない以上は見ていないのではないかとということになります」とお答えしたとあります。

しかしながら、そのうち「事業認定(※1)の図面に～」については、「事業の認可(※2)」の誤りであり、浄水公園の整備のための説明会の際に、地元へ提示した整備計画には、「多目的グラウンド」の図面は入っておりません。(別紙資料の②の図面)

なお、「事業認定」に関しては、ご承知のとおり、市に図面(多目的グラウンド)がありますが、具体的な計画がなかったため、地元の皆様には説明はしていません。(別紙資料の①の図面)

※1: 土地収用法に基づく、公共用地等の取得をするための申請に伴う認定。

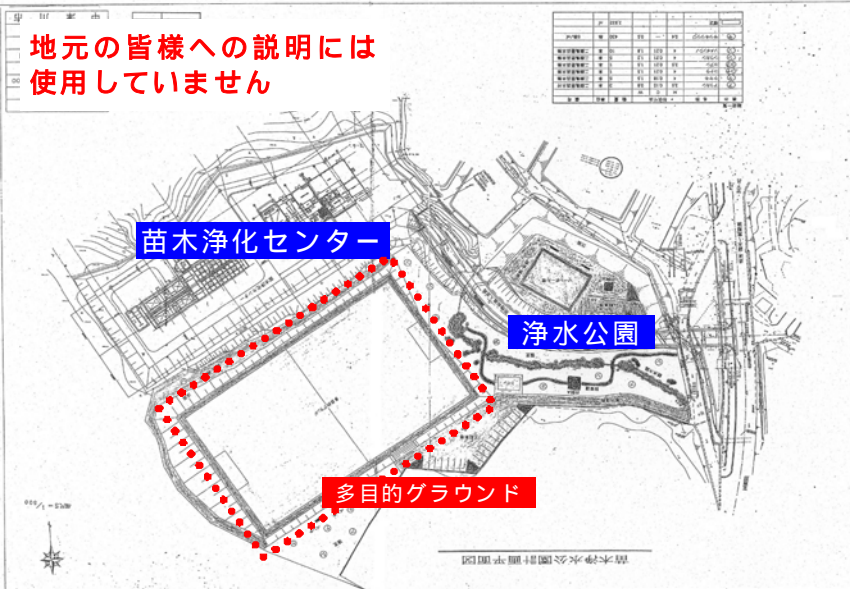
※2: 県補助金を受けるための申請に伴う認可。

- 2. 地元の所持されている図面を、偽造したなどと考えていないため、市はそのような主張をするつもりはありません。

内の数字は、下の資料の図面の番号に対応しています。

資料

事業認定の図面 (平成13年1月 公共用地等取得するための申請図面)



事業の認可の図面 (平成13年6月 県補助金を受けるための申請図面)

